

2. 施策の内容

2-1 自然とともに生きる「森の都」づくり（緑の保全）

(1) 骨格となる緑の保全		市民	事業者	行政
① * 特別緑地保全地区の指定	・ 指定のための基礎調査の実施、地区指定の検討、基金の充実	○	○	◎
② * 緑地保全地域の指定	・ 指定のための調査・検討	○	○	◎
③ 風致地区の緑の保全・創出	・ 地区内の緑の保全啓発、開発時の緑の保全・創出、区域の見直し	○	—	◎
④ 水源かん養域の保全	・ * 水源かん養林の整備推進、企業・市民団体の森づくり推進・森林ボランティアの育成 ・ 上流域との交流・連携の推進	○	○	◎

(2) 身近な緑の保全		市民	事業者	行政
① 環境保護地区の指定	・ 地区指定の推進、保護協定の締結、助成 ・ 基金の充実	○	○	◎
② 保存樹林・保存樹木の指定	・ 指定の拡大、管理の助成、樹木診断の実施	○	—	◎
③ 建築・開発時における緑の保全・創出	・ 事前協議の義務づけ、樹林地等の保全要請、緑地の確保・緑化の推進の指導	—	○	◎

(3) 自然とのふれあいの場としての活用		市民	事業者	行政
① 農地の活用	・ 市民農園の整備拡充、観光農園の整備促進	○	○	◎
② 森林の活用	・ 立田山憩の森の利用促進、*ふれあいの森林の整備拡充、環境教育の場としての活用	○	—	◎

<市民・事業者・行政の果たす役割>

◎：主体

○：協力

(1) 骨格となる緑の保全

① 特別緑地保全地区の指定			
施策の方針	「森の都」の景観形成上、特に重要な役割をもち、良好な自然環境を有するまとまりのある樹林地等を、将来にわたり恒久的に保全するために、*特別緑地保全地区の指定を検討します。		
施策内容	◇調査の実施 ・候補地の景観、植生、動植物の生息状況等の自然環境や、土地所有者の現状等について調査を実施します。 ◇地区指定の検討 ・風致地区のうち、現状のまま保存を必要とする重要な部分について指定を検討します。 ◇基金の充実 ・市民・事業者の協力を得て、基金を充実します。		
市民・事業者・行政 の果たす役割	市民	事業者	行政
	○ 緑地保全に対する理解 地区指定に対する協力	○ 基金への協力	◎

②緑地保全地域の指定			
施策の方針	特定の地域について無秩序な市街地化の防止や、地域住民の健全な生活環境の確保、さらに良好な自然海岸等を保全するため、*緑地保全地域の指定に関して検討します。		
施策内容	◇候補地の選定及びその地区の指定に必要な事項についての調査・研究。		
市民・事業者・行政 の果たす役割	市民	事業者	行政
	○	○	◎

緑地保全地域のイメージ



③ 風致地区の緑の保全			
施策の方針	「森の都」の緑豊かな都市景観を維持する、風致地区内の緑を保全します。		
施策内容	◇地区内の緑の保全啓発 ・地区内の土地所有者に対し、風致地区案内板等により啓発を行います。 ◇開発時の緑の保全 ・土地の形質の変更を行う場合には、周辺の景観との調和や樹木の生育に配慮した植樹等を指導します。 ・道路沿い、擁壁、裸地等は植栽のほか、ツタ、芝張り等の緑化に努めるよう指導します。 ◇区域の見直し ・緑の適正な維持を図るため、熊本市総合計画や熊本市都市マスタープラン等に位置付けられた重要事業との整合を図った区域の見直しを行います。		
市民・事業者・行政 の果たす役割	市民	事業者	行政
	○ 開発や建物改築時等の協力 敷地内の緑化・維持管理	—	◎

■風致地区（都市計画法）

風致地区とは、都市の風致（樹林地、水辺地等の自然が豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地等を含む良好な自然的環境のこと）を維持するため、都市計画法の規定に基づき、都道府県知事（10ha 未満については市町村）が定める地区。

風致地区内では、当該区域内にある風致を維持するため、建築物の建設、宅地の造成、水面の埋立て、木竹の伐採、土石類の採取等、都市の風致の維持に影響を及ぼす恐れのあるものについては、都道府県知事、中核市にあたってはその長の許可が必要とされる。

■主な風致地区



立田山風致地区（345ha）



江津湖風致地区（238ha）

④ 水源かん養域の保全			
施策の方針	緑の持つ水源かん養機能をより発揮させるため、水源かん養域の緑を保全します。		
施策内容	◇水源かん養林整備の推進 ・市街地を取り囲む森林や農地を保全し、さらに白川・緑川等の上流域である水源地域において地下水保全を目的とした森づくりを推進します。 ◇企業、市民団体の植樹活動推進 ・企業、市民団体の水源地域における自主的な森づくりを働きかけます。 ◇森林ボランティアの育成 ・市民が主体となり、森林保全活動を活性化するための「森林ボランティア」を育成します。 ◇上流域との交流・連携の推進 ・*森林整備協定の締結		
市民・事業者・行政 の果たす役割	市民	事業者	行政
	○ 植樹活動への参加 緑地保全に対する理解	○	◎



市民参加の森づくり



上下流住民の交流

(2) 身近な緑の保全

① 環境保護地区の指定			
施策の方針	市街地およびその周辺に残された貴重な樹林地等を、地権者の理解と協力を得て環境保護地区に指定し、保全します。		
施策内容	◇地区指定の推進（平成 15 年度末 10 ヶ所、約 11.7ha） 平成 37 年度目標：30 ヶ所、約 23ha ・調査済の候補地の指定を推進します。 ◇保護協定の締結 ・地区内の土地の所有者と自然環境の保全に関する協定を締結します。 ◇助成 ・固定資産税、都市計画税相当額の指定交付金を交付します。 ・保護協定締結に伴う協力金を交付します。 ◇市民緑地 ・地域住民と一体となって身近な自然とのふれあいの場となるように検討します。 ◇基金の充実 ・市民・事業者の協力を得て、基金を充実します。		
市民・事業者・行政 の果たす役割	市民	事業者	行政
	○ 緑地保全に対する理解 地区指定への協力 樹林等適正な維持管理実施	○ 基金への協力	◎

■環境保護地区標識例

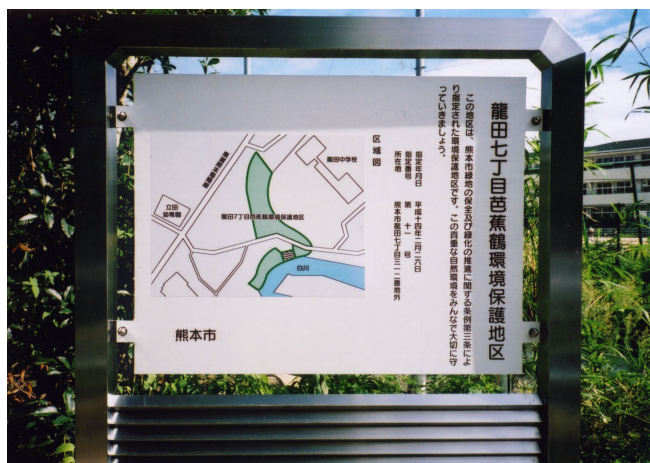
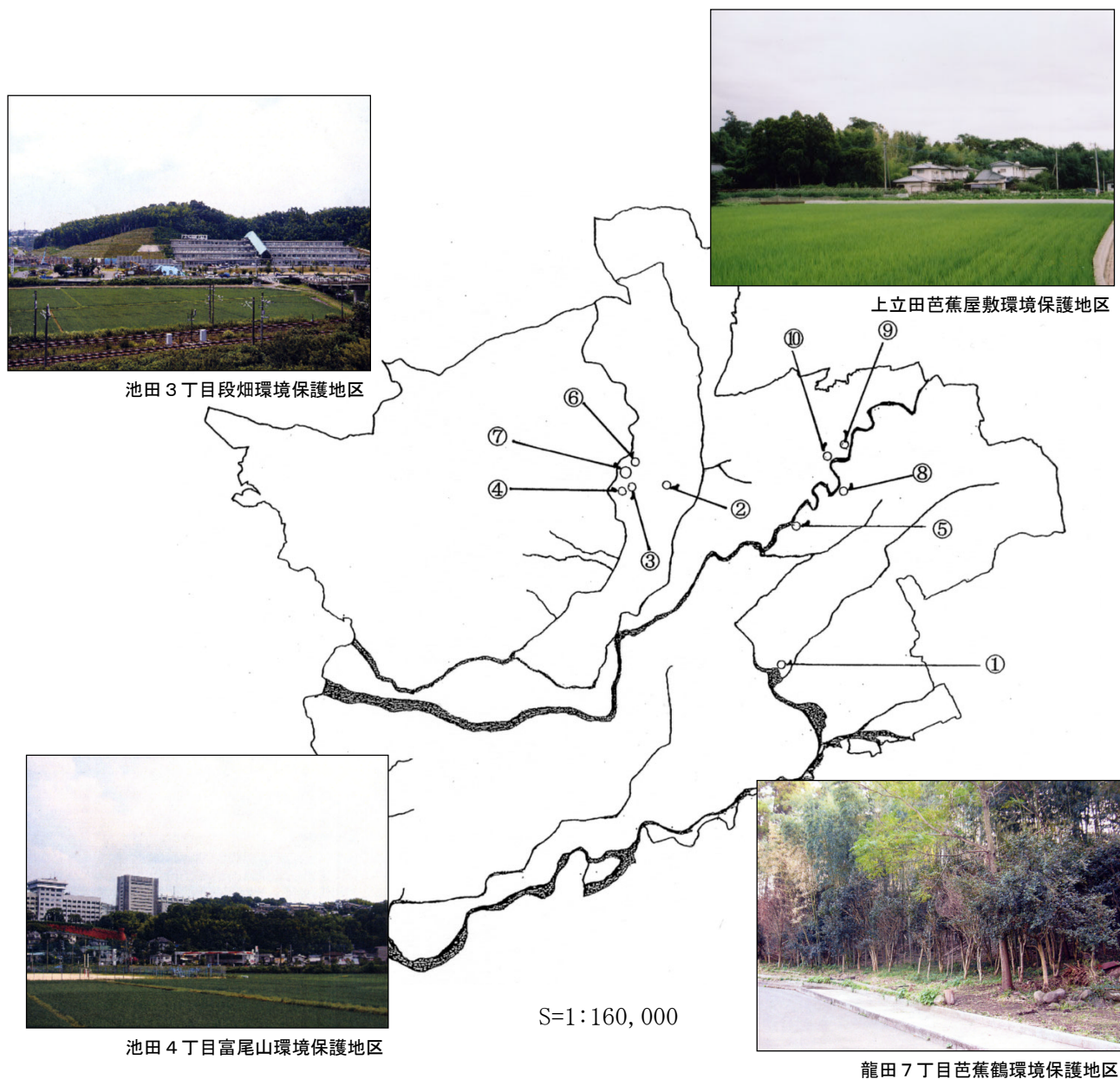


図 3 - 1 環境保護地区位置図



番号	地 区 名 称	所 在 地	指 定 日	面 積 (㎡)
①	砂取環境保護地区	神水本町	平成 6 年 2 月 1 日	19,155.15
②	高平1丁目立野環境保護地区	高平1丁目	平成 6 年 11 月 1 日	5,045.76
③	池田3丁目富尾山環境保護地区	池田3丁目	平成 6 年 12 月 28 日	15,497.00
④	池田4丁目富尾山環境保護地区	池田4丁目	平成 6 年 12 月 28 日	8,893.00
⑤	新南部2丁目環境保護地区	新南部2丁目	平成 9 年 4 月 1 日	3,527.00
⑥	池田3丁目段畑環境保護地区	池田3丁目	平成 10 年 3 月 27 日	6,066.00
⑦	池田4丁目法成寺環境保護地区	池田4丁目	平成 10 年 3 月 27 日	27,182.00
⑧	上南部・下南部2丁目環境保護地区	上南部町、下南部2丁目	平成 10 年 3 月 27 日	11,139.00
⑨	上立田芭蕉屋敷環境保護地区	龍田7丁目	平成 10 年 3 月 27 日	8,998.99
⑩	龍田7丁目芭蕉鶴環境保護地区	龍田7丁目	平成 14 年 2 月 26 日	11,587.00

② 保存樹林・保存樹木の指定			
施策の方針	地域に残る名木や古木等を、地域の*ランドマークとして永続的に保護育成します。		
施策内容	◇指定の拡大 [平成 15 年度末 保存樹木 246 ヶ所、651 本 保存樹林 1 ヶ所、8,094 m²] 平成 37 年度目標：保存樹木 750 本 保存樹林 40 ヶ所、1.2ha の指定を目指します。 ・基準を満たす樹木等を積極的に指定します。 ・市街地に残る社寺林等を積極的に保存樹林に指定します。 ◇管理の助成 ・枯れ枝の除去、害虫駆除等の支援を行います。 ◇樹木診断の実施 ・専門家の調査により、樹勢低下等の早期発見に努めます。		
市民・事業者・行政 の果たす役割	市民	事業者	行政
	○ 樹木・樹林保全に対する理解 指定に対する協力 適正な維持管理の充実	—	◎

■保存樹木・保存樹林指定例



保存樹木（天社宮）



保存樹林（御坊山）

③ 建築・開発時等における緑の保全・創出			
施策の方針	開発による樹林地の減少や周辺環境の悪化を防ぐため、開発行為者に対して、緑の保全、緑化の推進に関して指導します。		
施策内容	◇事前協議の義務づけ ・都市計画法第 29 条に該当する開発行為や建築確認時等に対し、自然環境の保全、緑化の推進についての協議を義務づけます。 ◇樹林地等の保全の要請 ・区域内に、防災上、景観上良好な樹林地等がある場合は、保全を要請します。 ◇緑地の確保・緑化推進の指導 ・公園や斜面地、接道部等の緑地の確保、*緑地協定の締結等、開発地の緑の保全、緑化の推進に関して指導します。		
市民・事業者・行政 の果たす役割	市民	事業者	行政
	—	○ 緑地保全に対する理解 開発時の積極的な緑地の確保 緑地協定への協力	◎

■開発による緑地保全例



岩倉台ニュータウン



山崎団地

(3) 自然とのふれあいの場としての活用

① 農地の活用			
施策の方針	農業の振興を図り農地を保全するとともに、市民が土とふれあう場として、農地を有効活用します。		
施策内容	◇市民農園の整備拡充（平成15年度末 15ヶ所） ・市民が土と緑にふれあい、農業を実践し理解する場として、市民農園を整備拡充します。 ◇観光農園の整備促進 ・果樹園等に市民の身近なレクリエーションの場となる観光農園の整備を促進します。		
市民・事業者・行政 の果たす役割	市民	事業者	行政
	○ 市民農園化への理解と協力 観光農園化に対する理解と協力	○	◎

市民農園のイメージ



② 森林の活用			
施策の方針	金峰山や立田山の森林を市民の環境教育や野外レクリエーションの場として活用します。		
施策内容	◇立田山憩の森の利用促進（平成 15 年度末 150ha） ・市民の健康づくりや自然とのふれあいの場としての生活環境保全林の運営や維持管理の充実を図ります。 ◇*ふれあいの森林の整備拡充（平成 15 年度末 650ha） ・森林学習館の利用促進を図ります。 ・ふれあいの森林の区域拡大、機能拡充を行います。 ・金峰山一帯の管理協議会（県、市、玉東町、天水町、植木町で構成）による美化清掃、山火事防止活動等を実施します。 ◇環境教育の場としての活用 ・自然保護団体等と協働して、自然環境教育の場としての活用を検討します。		
市民・事業者・行政 の果たす役割	市民	事業者	行政
	○ 良好な自然環境保全への 理解と協力 利用者の指導や維持管理 へのボランティア参加	—	◎



立田山憩の森



ふれあいの森林